

千葉県まちづくり活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県やってみようよまちづくり支援制度要綱（以下「支援制度要綱」という。）第2条第2号に規定するまちづくり団体に対し、当該活動経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号以下「規則」という。）に定めるところによるほかこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象活動 支援制度要綱第2条第1号に定めるまちづくり活動（以下「補助事業」という。）をいう。
- (2) 補助対象者 支援制度要綱第2条第2号に定めるまちづくり団体をいう。

(補助対象経費、補助率及び補助期間)

第3条 補助金の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費（補助事業のうち）	補助率
会場借上費、会議費、印刷製本費、講師謝礼、旅費、調査資料作成費、通信運搬費	補助対象経費の2分の1以内の額で、25万円／年かつ予算の範囲内を限度

- 2 千葉県やってみようよまちづくり支援制度要綱第18条に規定するまちづくりアドバイザーの派遣に対する講師謝礼については、前項に規定する補助対象経費から除くものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、補助事業着手の前までに「まちづくり活動支援事業補助金交付申請書」（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 団体規約等
- (2) 団体役員名簿及び構成員名簿
- (3) まちづくり活動を行う概ねの区域

- (4) 年間事業計画書
- (5) 年間収支予算書

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(変更交付申請)

第6条 前条第1号に規定する変更で、補助金の額の変更が生じる場合は、「まちづくり活動支援事業補助金変更交付申請書」（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、「まちづくり活動支援事業補助金交付決定通知書」（様式第3号）によるものとする。

(変更等の承認申請書)

第8条 第5条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、「まちづくり活動支援事業変更承認申請書」（様式第4号）又は「まちづくり活動支援事業廃止（中止）承認申請書」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、当該年度の事業完了の日から起算して14日を経過した日、又は当該年度の末日のいずれか早い期日までに、「まちづくり活動支援事業実績報告書」（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の経過及び成果を証する書類

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、「まちづくり活動支援事業補助金交付確定通知書」(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、「まちづくり活動支援事業補助金交付請求書」(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、「まちづくり活動支援事業補助金一括(分割)事前交付請求書」(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付期間は、初めて交付を受けた日の属する年度から起算して原則として5年を限度とする。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、「まちづくり活動支援事業補助金交付決定取消書」(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条の規定による補助金の返還命令は、「まちづくり活動支援事業補助金返還命令書」(様式第11号)によるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年8月15日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第 1 号

まちづくり活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年度まちづくり活動支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 交付申請額 円
- 3 交付申請額の算出の基礎
及び補助事業の費用配分
- 4 遂行に関する計画
- 5 交付を受けたい時期 年 月 日
- 6 補助事業の着手予定年月日 年 月 日
完了予定年月日 年 月 日
- 7 添付書類
 - 1 団体規約等
 - 2 団体役員名簿及び構成員名簿
 - 3 まちづくり活動を行う概ねの区域
 - 4 年間事業計画書
 - 5 年間収支予算書

まちづくり活動支援事業補助金変更交付申請書

(あて先)千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業について変更交付を受けたいので、要綱第 6 条の規定により申請します。

記

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 変更する内容 | 変更前
変更後 |
| 2 | 変更交付申請額 | |
| 3 | 変更交付申請額
の算出の基礎 | |
| 4 | 変更後の遂行に関する計画 | |
| 5 | 交付を受けたい時期 | |
| 6 | 変更後補助事業の着手予定年月日 | 年 月 日 |
| | 完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 7 | 添付書類 | 1) 変更後の補助金によってまかなわれる部分以外の負担額、負担者及び負担方法
2) 変更後の補助事業の効果
3) 交付決定通知書の写し |

様

まちづくり活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったまちづくり活動支援事業補助金について、次のとおり交付決定したので千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助事業の着手予定年月日 年 月 日
- 4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日
- 5 補助金交付予定時期 年 月 日
- 6 交付の条件
 - 1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
 - 2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合にはあらかじめ市長の承認を受けること。
 - 3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
 - 4) 千葉市補助金等交付規則及びこの要綱並びに千葉市やってみようよまちづくり支援制度要綱を遵守すること。

様式第 4 号

まちづくり活動支援事業変更承認申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により、補助金の
交付決定のあったまちづくり活動支援事業を次のとおり変更したいので、
要綱第 8 条の規定により申請します。

補助事業の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更予定年月日	年 月 日	
添付書類	1 補助金交付申請書の写し 2 補助金交付決定通知書の写し 3 遂行に関する計画書	

まちづくり活動支援事業廃止（中止）承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者

住所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助事業を次のとおり廃止(中止)したいので、要綱第8条の規定により申請します。

記

- 1 廃止（中止）の内容
- 2 廃止（中止）の理由
- 3 廃止（中止）の補助金額
- 4 添付書類
 - 1) 補助金交付申請書の写し
 - 2) 補助金交付決定通知書の写し
 - 3) 遂行に関する計画

様式第 6 号

まちづくり活動支援事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

報告者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の
交付決定のあった、まちづくり活動支援事業の実績について、千葉市補助
金等交付規則第 1 2 条の規定により次のとおり報告します。

補助 事業	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助事業の経費精算額		円
添付書類	1 収支決算書 2 補助事業の経過及び成果を証する 書類等 3 その他 ()	

様

まちづくり活動支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付まちづくり活動支援事業実績報告書により、
年度まちづくり活動支援事業補助金を次のとおり確定したので、千葉市
補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助率	
補助金の確定額	円
備 考	

様式第 8 号

まちづくり活動支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市達 第 号まちづくり活動支援事業補助金交付確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
交付請求額	円
添付書類	まちづくり活動支援事業補助金交付確定通知書の写し

様式第9号

まちづくり活動支援事業補助金一括（分割）事前交付請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏名 又は 名称	
----------------	--

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項において準用する同規則第16条第1項の規定により、請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
交付請求額	円
添付書類	1 まちづくり活動支援事業補助金交付決定通知書の写し 2 事前交付請求をする理由書

様式第10号

千葉市達 第 号

様

まちづくり活動支援事業補助金交付決定取消書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した、まちづくり活動支援事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

様

まちづくり活動支援事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり返還を命ずる。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
補助金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返還期限	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返還方法		